

# 平成十七年法律第八十五号

## 物資の流通の効率化に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第三条）	第二章 流通業務の総合化及び効率化
第二節 総則（第四条～第五条）	第一節 総合効率化計画の認定等（第六条～第九条）
第三章 運輸者の運送及び荷役等の効率化	第二節 流通業務総合効率化事業の促進（第十一条～第二十九条）
第四節 雜則（第二十九条）	第三節 運送契約の締結（第三十条～第三十三条）
第五節 貨物自動車運送事業者等に係る措置（第三十四条～第三十六条）	第四節 貨物自動車運送事業者等に係る措置（第三十七条～第四十条）
第六節 雜則（第四十九条）	第五節 貨物自動車運送事業者に係る特別の措置等（第四十一条～第四十三条）
第七節 雜則（第五十条～第五十二条）	第六節 貨物自動車運送事業者に係る特別の措置等（第四十四条～第四十五条）
第五章 罰則（第五十三条～第五十四条）	第七節 貨物自動車運送事業者に係る特別の措置等（第四十六条～第四十八条）
附則	第八節 雜則（第四十九条）
第一章 総則（目的）	第一章 総則（定義）

第一条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的・社会的事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力、とりわけ必要な員数の運転者の確保に支障が生じつたことに鑑み、流通業務総合効率化事業に係る措置等を定めるとともに、貨物自動車を用いた貨物の運送の役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し	第二条 物資の流通の効率化のための取組は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
	（基本理念）
	（一）物資の流通は我が国における国民生活及び経済活動の基盤であることに鑑み、その担い手の確保に支障が生ずる状況にあっても、将来にわたって必要な物資が必要なときに確實に運送されることを旨とすること。
	（二）物資の流通は物資の生産及び製造の過程と密接に関連し、かつ、多様な主体により担われていることに鑑み、物資の生産又は製造を行ふ者、物資の流通の担い手その他の関係者が相互に連携を図ることにより、その取組の効果を一層高めることを旨とすること。
	（三）物資の流通の過程において二酸化炭素の排出等による環境への負荷が生じていることに鑑み、当該負荷の低減を図ることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨とすること。

第二章 流通業務の総合化及び効率化	第三章 国は、前条の基本理念にのっとり、物資の流通の効率化に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
第一節 総則	（定義）
第二節 総則	（四）この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
第三節 流通業務の総合化及び効率化	（一）流通業務 輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工、物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）その他の物資の流通に関する行為であつて、業として行われるものをいう。
第四節 流通業務総合効率化事業	（二）二以上の者が連携して、輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送網の集約、効率の高い輸送手段の選択、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する

第五節 貨物自動車運送事業	（三）特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を図る健全な発展に寄与することを目的とする。
第六節 雜則	（四）物質的効率化事業（昭和三十四年法律第百三十六号）による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいう。
第七節 総則	（五）トラックターミナル事業（昭和三十四年法律第百三十六号）によるトラックターミナル事業をいう。
第八節 総則	（六）倉庫業 倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。
第九節 総則	（七）中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。
第十節 総則	（八）資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百までに掲げる業種及びホの政令で定める業種を除く。）に属する事業をして営むもの。
第十一節 総則	（九）資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業をして営むもの。
第十二節 総則	（十）資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、サービス業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業をして営むもの。
第十三節 総則	（十一）資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業をして営むもの。
第十四節 総則	（十二）資本金の額又は出資の総額が五百円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、専門店（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業をして営むもの。
第十五節 総則	（十三）資本金の額又は出資の総額が五百円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業をして営むもの。
第十六節 総則	（十四）貨物軌道事業 軌道法（大正十年法律第百三十六号）による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいう。
第十七節 総則	（十五）トランクターミナル事業（昭和三十四年法律第百三十六号）によるトラックターミナル事業をいう。
第十八節 総則	（十六）倉庫業 倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。
第十九節 総則	（十七）中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。
第二十節 総則	（十八）食品等生産業者等 次のいずれかに該当する者をいう。
第二十一節 総則	（十九）その他 特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの。
第二十二節 総則	（二十）協業組合
第二十三節 総則	（二十一）事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの。
第二十四節 総則	（二十二）其他



14 13 12  
国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該港湾管理者に通知するものとする。

第一項の認定に關し必要な事項は、主務省令で定める。

に係る埋立地（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の竣功認可の告示があつた日から一定期間を経過したものその他国土交通省令で定めるものを除く）の他の国土交通省令で定めるものとし、（二）のうち貨物取扱量、港湾施設（港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。）の整備の状況、土地利用の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進するために適当と認められる地区を港湾流通拠点地区として指定することができる。

（三） 港湾管理者は、港湾流通拠点地区を指定したときは、遅滞なく、当該港湾流通拠点地区的区域を公示するとともに、当該区域を国土交通大臣に通知するものとする。当該区域を変更したときも、同様とする。

若しくは第二項、第三十条第一項若しくは第十四条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項、第三十一条、第四十六条第四項若しくは第四十八条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認めを受け、又は届出をしたものとみなす。

認定総合効率化事業者が組合等である場合にあつては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う第二種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについて、は、貨物利用運送事業法第二十六条第一項及び第二十七条（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

**第七条** 前条第一項の規定による総合効率化計画の認定を受けた総合効率化事業者（以下「認定を受けた総合効率化事業者」という。）は、当該認定に係る総合効率化計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならぬ。

**第九条** 総合効率化事業者が実施する流通業務総合効率化事業の用に供するため特定流通業務施設を整備しようとする者は、当該整備しようとする特定流通業務施設の計画が第十二条第四項第十二号の主務省令で定める基準に適合するものであることを、三務省令で定めるところ（特定流通業務施設の確認）と同様とする。

率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行なうものについては、貨物利用運送事業法第十八条第一項及び第九条（同法第十八条规定第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

用する場合を含む)の規定に適用しない  
認定総合効率化事業者たる第二種貨物利用運  
送事業者(貨物利用運送事業法第二十条の許可  
を受けた者をいう。第三十条第八号において同  
じ。)が認定総合効率化事業者たる他の運送事  
業者と認定総合効率化計画について同法第三十  
四条のにおいて準用する同法第十一条第一項  
第二項第一句に付する旨(以下「同法第十一  
条第一項第一項」といふ。)は、当該運送事  
業者と認定総合効率化計画について同法第三十  
四条のにおいて準用する同法第十一条第一項  
第二項第一句に付する旨(以下「同法第十一  
条第一項第一項」といふ。)

率化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定総合効率化計画」という。）が同条第四項各号のいづれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものに限る。）に該当するものが記載された認定総合効率化計画の認定を前項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

る。主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が第六条第四項第十二号の基準に適合すると認めるときは、確認をするものとする。

3 前項の確認に係る特定流通業務施設（同項の確認を受けてから主務省令で定める期間を経過していないものに限る。）を利用して実施する総合効率化計画に対する第六条（第七条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第六条第四項中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第十二号を除く。）」とす

4 認定総合効率化事業者たる第一種貨物利用運送事業者登録を受けた者をいう。第三十条第八号において同じ。」が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第十二条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

**第十一條** 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業についての貨物利

定する運輸に關する協定を締結したときは、該協定につき、あらかじめ、同項において準用する同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

(貨物自動車運送事業法の特例)

**第十二条** 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

4 前条第四項から第十四項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第七項中「軌道法第三条の特許」とあるのは、「軌道法第十六条第一項（軌道の譲渡権に係る部分に限る。）若しくは第二十二条ノ二の許可又は同法第二十二条の認可」と読み替えるものとする。

### 第三節 流通業務総合効率化事業の促進（貨物利用運送事業法の特例）

#### 第十一条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同法第七

用運送事業法第二十一条若しくは第四十五条第二項の許可若しくは同法第二十五条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2  
一般貨物自動車運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第七条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一項の認可を

**第八条** 港湾法第二条第一項に規定する国際戦略  
(港湾流通拠点地区)

条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものにつ

2 第二種貨物利用運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更につ

港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、基本方針に基づき、臨港地区（同条第四項の臨港地区をいう。）及び港湾区域（同条第三項の港湾区域をいう。）内の公有水面の埋立て

2 いては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。第一種貨物利用運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更につ

いて第七条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち第二種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第二十五条第一項、第二十九条第一項

3 又は届出をしたものとみなす。認定総合効率化事業者が組合等である場合にあつては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化事業者として規定する事項については、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

合効率化計画に従つて行う一般貨物自動車運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、貨物自動車運送事業法第十条第一項及び第十二条の規定は、適用しない。

**第十三条** 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軽自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三十六条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

2 貨物軽自動車運送事業がその認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更についての貨物自動車運送事業法第三十六条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

#### 第十四条 (海上運送法の特例)

総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたとき

は、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業についての海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第

十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

(海上運送法の特例)

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

普通保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

**第二十一条** 中小企業投資育成株式会社法の特例  
中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の規定による。

か、次に掲げる事業を行うことができる。

二 社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定総合効率化事業を実施するためには必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社

債に付されたものを除く。又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（この引受けによる発行され、又は多云しされ

（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式・新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式・新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

**第二十五条** 国の行政機関の長又は都道府県知事は、特定認定総合効率化事業についての工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）に規定する事務の実施に当たつては、当該特定認定総合効率化事業の実施が環境への負荷の低減に資することに鑑み、当該特定認定総合効率化事業の運用に供する特定流通業務施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。  
**（資金の確保）**

**第二十六条** 国及び都道府県は、認定総合効率化事業に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

省令で定める者の都合により貨物の受渡しのために待機した時間であつて、国土交通省令で定めるところにより算定されるものをいう。

五 荷役等時間 運転者が荷役その他貨物自動車の運転以外の業務として国土交通省令で定める業務（以下「荷役等」という。）に従事した時間であつて、国土交通省令で定めるところにより算定されるものをいう。

六 貨物自動車運送事業者等 貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者等」とい

（関係者の協力）

**第二十七条** 認定総合効率化事業者の取引の相手方その他の関係者は、当該認定総合効率化事業者の円滑な実施に協力するよう努めなければならぬ。

（国及び地方公共団体の措置）

**第二十八条** 国及び地方公共団体は、流通業務の総合理化及び効率化を促進するため、情報の提供、人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

国及び都道府県は、認定総合効率化事業者に対し、認定総合効率化事業の適確な実施に必要な助言及び協力をを行うものとする。

**第四節 雜則**

**第二十九条** 主務大臣は、認定総合効率化事業者に対し、認定総合効率化事業の実施状況について報告を求めることができる。

**第三章 運転者の運送及び荷役等の効率化**

**第一節 総則**

**第三十条** (定義) この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 貨物自動車 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項の自動車であつて、貨物の運送の用に供するものをいう。

二 運転者 貨物自動車の運転者をいう。

三 荷待ち時間等 荷待ち時間及び荷役等時間をいう。

四 荷待ち時間 運転者が貨物自動車の運転の業務に従事した時間のうち、集貨若しくは配達を行ふべき場所又はその周辺の場所において、荷主、当該場所の管理者その也國交運輸

者一」という。)及び同法第三十七条の一、第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者をいう。

七 荷主 第一種荷主及び第二種荷主をいう。

八 第一種荷主 自らの事業(貨物の運送の事業を除く。)に関して継続して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者(第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第一種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。)に貨物の運送を行わせることを内容とする契約(貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。)を締結する者をいう。

九 第二種荷主 次に掲げる者をいう。

イ 自らの事業(貨物の運送及び保管の事業を除く。)において同じ。)に関して継続して貨物(自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託する貨物を除く。)において同じ。)を運転者(他の者に雇用されて同じ。)を運転者(他の者をして運転者にいる運転者に限る。以下この号において同じ。)から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者

ロ 自らの事業に關して継続して貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者

十一 貨物自動車関連事業者 次に掲げる者をいう。

イ 倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者(以下「倉庫業者」という。)

ロ 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第三条第一号に掲げる事業を經營する者(以下「港湾運送事業者」といふ。)

ハ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項の航空運送事業を經營する者(うち貨物の運送を行うものであつて、当該航空運送事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者)

二 鉄道事業法第二条第二項の第一種鉄道事業又は同条第三項の第二種鉄道事業を經營する者のうち貨物の運送を行なうものであつて、当該第一種鉄道事業又は当該第二種鉄道事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者

(国の責務)

第三十一条 国は、貨物自動車運送役務(貨物自動車を用いた貨物の運送の役務をいう。以下同

じ。)の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化並びに輸送される物資の貨物自動車への過度の集中の是正に関する情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の援助並びに研究開発の推進に努めなければならない。

二 国は、広報活動その他の活動を通じて、集貨又は配達に係る運転者への負荷の低減に資する施設に關して国民の理解を深めるとともに、その施設の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第三十二条 物資の流通に關する事業を行う者、その事業を利用する事業者及び物資の流通に関する施設を管理する者は、その事業の実施又はその施設の管理に關し、これらに伴う運転者への負荷の低減その他の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

(基本方針)

第三十三条 主務大臣は、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に關する基本的な方針(以下この章において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の意義及び目標に資する事項

二 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する事項

第三十四条 貨物自動車運送事業者等は、自らの事業に伴うその雇用する運転者への負荷の低減に資するよう当該運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るため、輸送網の集約、配達の共同化その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(貨物自動車運送事業者等の努力義務)

第三十五条 國土交通大臣は、基本方針に基づき、国土交通省令で、前条に規定する措置に關し、貨物自動車運送事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第三十六条 國土交通大臣は、貨物自動車運送事業者等の第三十四条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるとときは、当該貨物自動車運送事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

第三節 荷主に係る措置

(荷主の努力義務)

第三十七条 第一種荷主は、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に貨物の運送を委託する場合(貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行うことを委託する場合を除く。)には、当該貨物を運送する運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るために、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 貨物の運送の委託の時から貨物を引き渡し、又は受け取るべき時までの間に、貨物自動車運送事業者等が他の貨物との積合せその他の措置により、その雇用する運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量を増加させることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようにすること。

二 第一種荷主が第一項第一号に掲げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行なう日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあつては、これに応じて、必要な協力を行うこと。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 貨物自動車運送事業者等に係る措置

三 運転者に荷役等を行わせる場合にあつては、他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようにすること。

四 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に關し、貨物自動車運送事業者等、荷主及び貨物自動車関連事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

五 その他貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者への負荷の低減

四 集貨又は配達に係る運転者への負荷の低減に資する事業者の活動に關する国民の理解の増進に関する基本的な事項

一 貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を運転者に指示するに當たっては、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行なうべき場所に到着しないようにする。

二 第一種荷主が第一項第一号に掲げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行なう日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあつては、これに応じて、必要な協力を行うこと。

三  
運転者に荷役等を行わせる場合であり、かつ、運転者に荷役等の方法を指示することが可能の場合にあっては、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査の効率的な実施その他の運転者の荷役等を省力化する措置。  
前項の規定により第一種荷主が短縮すべき荷

第一種荷主から寄託を受けた貨物の受渡しを行う日及び時刻を運転者に伝達するに当たっては、当該第一種荷主が決定した貨物の受渡しを行うべき時間帯における当該施設の状況を考慮して、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようにする

第五節 貨物自動車運送事業者に係る特  
土交通大臣は、貨物自動車関連輸送事業者  
四十一条第二項に規定する措置の適確な実  
確保するため必要があると認めるときは、  
貨物自動車関連輸送事業者に対し、前条第  
一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘  
て、当該措置の実施について必要な指導及  
言をすることができる。

利用運送事業者に運送を委託するもの並びに当該連鎖化事業者が当該契約に基づき受渡しの日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができないものを除く。以下この款において同じ。)について、当該連鎖対象者が運転者から受け取り、又は他の者をして運転者から受け取らせる場合には、当該貨物を運送する運転者の荷待ち時間の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならぬい。

に掲げる措置を講ずるよう努めなければならぬ。い。

の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨

物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着する、よその二。

二 第一種荷主が第三十七条第一項第一号に掲

げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議し

たい旨を申し出た場合にあつては、これに応じて、必要な協力をうながす。

2 前項の規定により連鎖化事業者が短縮すべきして必要な協力をすること

荷待ち時間は、次に掲げる施設又はその周辺の場所におけるものに限られるものとする。

一 当該連鎖対象者が管理する施設  
二 当該車鎖寸表首二の間で当該貢物二系の等

二 当該通銀対象者との間で当該貨物は係る。生  
託契約を締結した者が管理する施設

（連鎖化事業者の判断の基準となるべき事項）

大臣（以下「連鎖化事業所管大臣」という。）は、基本方針に基づき、三務（命令等、前半第二

は 基本方針に基づき、主務省令で、前条第一項に規定する措置に関し、連鎖化事業者の判断

2 の基準となるべき事項を定めるものとする。  
前項に規定する判断の基準となるべき事項

は、運転者の荷待ち時間及び運転者一人当たりの一日の重きによる質的の重量の大きさの他

の二回の運送ごとの貨物の重量の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情

の変動に応じて必要な改定をするものとする。  
（指導及び助言）

**第四十七条** 連鎖化事業所管大臣は、連鎖化事業

者の第四十五条第一項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるととき

は、当該連鎖化事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘査して、

当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(国土交通大臣の意見)

**第四十八条** 国土交通大臣は、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化を図るため特に必要があると認めるときは、前条の規定の運用に關し、連鎖化事業所管大臣に意見を述べることができる。

**第六節 雜則**

**第四十九条** 国は、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化のために必要があると認めるときは、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第四十二条第一項及び第四十六条第一項に規定する判断の基準となるべき事項について調査を行い、その結果を公表するものとする。

(主務大臣等)

**第五十条** 第二章における主務大臣は、政令で定めるところにより、国土交通大臣、経済産業大臣又は農林水産大臣とする。

**第二章** 第三十三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣とする。

**第三章** 第二章における主務省令は、第一項に定める主務大臣の発する命令とする。

**第四章** 前章第三節における主務省令は、荷主事業所管大臣の発する命令とする。

**第五章** 前章第五節第二款における主務省令は、連鎖化事業所管大臣の発する命令とする。

(都道府県が処理する事務)

**第五十一条** 第二章に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(権限の委任)

**第五十二条** 第二章に規定する主務大臣の権限並びに前章第三節に規定する荷主事業所管大臣及び同章第五節第二款に規定する連鎖化事業所管大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方分部局の長に委任することができる。

**第五章 罰則**

**第五十三条** 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

**第五十四条** 第二十三条第二項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

**附 则** (平成二十三年三月三日法律第九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 则** (平成二十三年六月二十四日法律第七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

**附 则** (平成二十三年五月二七日法律第二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十二年法律第六十五号)は、廃止する。

(中小企業流通業務効率化促進法の廃止)

**第二条** 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)は、廃止する。

(経過措置)

**第三条** 前条の規定による廃止前の中小企業流通業務効率化促進法第四条第一項の認定を受けた事業協同組合等に関する計画の変更の認定及び認定の取消し、流通業務効率化関連保証についての中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、貨物利用運送事業法の特例、貨物自動車運送事業法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした附則第二条の規定による廃止前の中小企業流通業務効率化促進法第十八条に該当する違反行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした同法第十八条に該当する違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

**第五条** 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 则** (平成二十八年五月一三日法律第三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この法律の施行前にこの法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「旧法」という。)第四条第一項の認定(旧法第五条第一項の変更の認定を含む。)を受けた旧法第四条第一項に規定する総合効率化計画については、なお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第三条** 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第三十二条** この附則に定めるもののほか、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第三十三条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 则** (平成二十八年七月二六日法律第八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、会社法の施行の日から施行する。

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

**附 则** (平成一九年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

**附 则** (平成一七年七月二六日法律第八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 则** (平成二一年三月三日法律第九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定及び附則第九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)附則

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 则** (平成二一年六月三日法律第三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定及び附則第九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)附則

